

京 都 大 学 生 存 圏 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究部及び研究系)</p> <p>第6条 生存圏研究所に、<u>中核研究部及び開放型研究推進部</u>を置く。</p> <p>2 中核研究部の研究系は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生存圏診断統御研究系 生存圏戦略流動研究系 生存圏開発創成研究系</p> <p>第7条 <u>開放型研究推進部に部長を置き、生存圏研究所の教授又は准教授をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>部長は、開放型研究推進部の業務をつかさどる。</u></p> <p>(生存圏学際萌芽研究センター)</p> <p>第8条 生存圏研究所に、附属の研究施設として、<u>生存圏学際萌芽研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>生存圏学際萌芽研究センターに、センター長を置き、生存圏研究所の教授又は准教授をもって充てる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 センター長は、<u>生存圏学際萌芽研究センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>(ミッション推進委員会)</p> <p>第9条 生存圏研究所に、その重要な研究課題の推進に関し所長の諮問に<u>応じる</u>ため、ミッション推進委員会を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究部及び研究系)</p> <p>第6条 生存圏研究所に、中核研究部を置く。</p> <p>2 中核研究部の研究系は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生存圏診断統御研究系</p> <p>生存圏開発創成研究系</p> <p>(生存圏未来開拓研究センター)</p> <p>第7条 生存圏研究所に、附属の研究施設として、<u>生存圏未来開拓研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>生存圏未来開拓研究センターに、センター長を置き、生存圏研究所の教授又は准教授をもって充てる。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 センター長は、<u>生存圏未来開拓研究センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>(共同利用・共同研究拠点委員会)</p> <p>第8条 <u>生存圏研究所に、共同利用・共同研究拠点の運営に関し所長の諮問に<u>応ずる</u>ため、共同利用・共同研究拠点委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>共同利用・共同研究拠点委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(ミッション推進委員会)</p> <p>第9条 生存圏研究所に、その重要な研究課題の推進に関し所長の諮問に<u>応ずる</u>ため、ミッション推進委員会を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>